

平成27年11月 定例記者会見資料【情報提供シート】

【事業・施策用】

タイトル	新たな市指定文化財の指定ならびに市民遺産の認定について
1 目的	・ 龍ヶ崎市文化財保護条例ならびに龍ヶ崎市民遺産条例に基づく文化財の保護および周知，まちの活性化への寄与
2 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 龍ヶ崎市指定文化財として，新たに次の1件が指定となった。 石造宝篋印塔（せきぞうほうきょういんとう） （伝平国香供養塔（でんたいらのくにかくようとう）） ・ 龍ヶ崎市民遺産として，新たに次の6件が認定となった。 ダンゴ塚祭り／龍ヶ崎とんび凧／豊田町の水神祭り／ほおずき市 ／宮淵町千秋の盆綱（みやぶちまちせんあきのぼんづな） ／鈴木草牛の屏風画（すずきそうぎゅうのびょうぶが）
3 指定日（認定日）	平成27年11月18日（水）
4 経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年4月1日（水） 龍ヶ崎市民遺産制度運用開始 ・ 平成27年5月～9月 市民遺産認定推薦受付 ・ 平成27年10月1日（木） 文化財の指定および市民遺産の認定について，龍ヶ崎市文化財保護審議会に諮問 ・ 平成27年11月13日（金） 同審議会から答申を受ける ・ 平成27年11月18日（水） 平成27年第11回教育委員会定例会において議案提出，可決 ・ 平成27年11月27日（金） 指定文化財指定書／市民遺産認定書交付式 午後1時15分～ 市役所3階庁議室
5 効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内にある貴重な有形・無形の文化財を指定文化財に指定もしくは市民遺産に認定することにより，文化財保護に対する関心が高まる。 ・ 関連イベントや見学を目的とした観光客の増加等，当市の魅力・財産としての活用が期待できる。
6 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石造宝篋印塔は，通算で17件目の市指定文化財となる。 ・ 市民遺産制度は本年4月から運用開始のため，今回認定となった6件が初の認定物件となる。 ・ 指定文化財ならびに市民遺産については，今後随時，案内看板の設置を進めていく。また，記念展示や見学イベント等を企画，実施していく（詳細は未定）。
7 資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 龍ヶ崎市指定文化財概要（石造宝篋印塔） ・ 龍ヶ崎市民遺産概要①～⑥
8 担当課	<p>教育委員会 生涯学習課 市民学習推進グループ 担当者：梁取（やなどり）・廣瀬（ひろせ） 連絡先：0297-60-1563（直通）</p>